

## 鳴門市災害時等協力事業者登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域における災害時等の対応については、地域にある事業所の保有する能力が重要な役割を担うことから、鳴門市災害時等協力事業者登録制度を設け、登録した事業者の速やかな協力活動により被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、本市の区域内（以下「市内」という。）に存する店舗、工場、営業所及び資機材置き場等をいう。ただし、市内の自主防災会又は自治振興会（以下「自主防災会等」という。）が特に必要とし、市長が認める場合は隣接する市外に存する店舗、工場、営業所及び資機材置き場等を含むものとする。

2 この要綱において、「事業者」とは、事業所を有する個人及び法人又はその他の団体をいう。

### (登録方法)

第3条 鳴門市災害時等協力事業者の登録を希望する事業者は、次の各号に掲げる防災協力の項目を定めて鳴門市災害時等協力事業者登録・変更申請書（様式1号）により申請するものとする。

- (1) 人材協力に関する事項
- (2) 物品協力に関する事項
- (3) 避難所施設等の提供に関する事項
- (4) 資機材等の支援に関する事項
- (5) その他防災上必要な協力及び支援に関する事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときには、当該申請をした事業者に鳴門市災害時等協力事業者登録書（様式第2号。以下「登録書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録を受けた事項について変更が生じたときには、速やかに鳴門市災害時等協力事業者登録・変更申請書により、市長に届け出なければならない。その場合、市長は登録書を再交付するものとする。

### (登録期間)

第4条 登録事業者として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、登録書の交付の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業者から登録の抹消の申し出がない場合は、さらに1年間登録期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

### (登録の抹消)

第5条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- ( 1 ) 事業者が死亡、廃止又は解散した場合
- ( 2 ) 事業者が第 2 条に規定する要件を満たさなくなった場合
- ( 3 ) 事業者が犯罪行為を行ったと認められる場合
- ( 4 ) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に規定する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員を有する場合
- ( 5 ) 事業者が鳴門市災害時等協力事業者登録抹消届出書（様式第 3 号）の提出により、登録の抹消を届け出た場合
- ( 6 ) その他事業者を登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

#### ( 協力の実施 )

第 6 条 登録事業者は、災害時等において市長、鳴門市消防本部、鳴門市消防団及び自主防災会等と連携し、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、自己の業務等に支障とならない範囲内で協力するものとする。

#### ( 費用の負担 )

第 7 条 前項の規定により登録事業者が行う協力活動に要する費用は、当該事業者の負担とする。

#### ( 事故報告 )

第 8 条 登録事業者は、協力活動に従事している従業員等が当該協力活動に起因して負傷したとき又は第三者に損害を与えたときは、事故発生報告書（様式第 4 号）により、速やかに市長に報告するものとする。

#### ( 登録事業者の公表等 )

第 9 条 市長は、登録した事業者について、本市のホームページで登録内容を公表するものとする。

2 市長は、登録内容について、鳴門市消防本部、鳴門市消防団及び関係の自主防災会等に情報を提供することができる。

3 登録事業者は、自らが登録事業者である旨を印刷物等に表示することができる。

#### ( 防災事業との連携 )

第 10 条 登録事業者は、本市又は地域の団体等が実施する防災訓練及び研修会等の防災事業に可能な限り協力するよう努めるものとする。

#### ( 雑則 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行する。